

平成 年 月 日

学校・幼稚園・保育園長 様

年 組

児童・園児氏名

保護者氏名

印

鼻腔粘膜への薬剤投与実施申請書

学校及び幼稚園（保育園）において、上記の児童・園児が安心して集団生活を送ることができるように、鼻腔粘膜への薬剤投与の介助を、必要に応じて実施して下さるよう申請いたします。

記

□ 申請する鼻腔粘膜への薬剤投与の内容

中枢性尿崩症用治療薬、「デスマプレシン点鼻液」及び「デスマプレシンスプレー」は鼻腔内に点鼻する薬剤です。「点鼻液」は液状であるため薬剤に添付の液量測定を兼ねたチューブを用い、「スプレー」は薬剤が収納されているスプレー自体を用い、各々鼻腔内に点鼻いたします。注射等の特殊な技術は必要なく、鼻粘膜から液体（スプレーの場合は霧状の液体）を吸収させる方法です。

なお、この児童・園児の点鼻の時刻、点鼻量、注意事項は下記に記載したとおりです。

疾患名：中枢性尿崩症（ちゅうすうせいによしょう）

(1) 点鼻をお願いする時間： 午前・午後_____時頃

(2) 1回の投与量： 点鼻液_____ml スプレー_____噴霧

(3) 注意事項：

【参考資料】

- ・中枢性尿崩症の疾患概要：日総研出版（中枢性尿崩症）<http://www.nissoken.com/book/1458/p11.html>
- ・薬剤投与方法：協和発酵キリン株式会社（製品情報）<http://www.kksmile.com/druginfo/table/search/ta/>
- ・薬剤投与方法のビデオの貸し出し：中枢性尿崩症(CDI)の会 <http://www.cdinet.jp/>

上記の児童・園児の申請について、患者の状態が以下の3条件を満たしており、鼻腔粘膜への薬剤投与が可能のため、同意いたします。

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

[参考]

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）
（平成17年7月26日医政発第0726005号）

平成 年 月 日

病院名

主治医氏名

印